

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年2月7日（火） 9：01～9：11

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）
齋 藤 健 国務大臣（法務大臣）
林 芳 正 国務大臣（外務大臣）
鈴木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
永 岡 桂 子 国務大臣（文部科学大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（厚生労働大臣）
野 村 哲 郎 国務大臣（農林水産大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
西 村 明 宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
浜 田 靖 一 国務大臣（防衛大臣）
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
渡 辺 博 道 国務大臣（復興大臣）
谷 公 一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
小 倉 將 信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
後 藤 茂 之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
岡 田 直 樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：木 原 誠 二 内閣官房副長官
磯 崎 仁 彦 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	3 件
○国会提出案件	2 件
○法律案	6 件
○政令	4 件
○人事	1 件
○配布	5 件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「2022年国際コーヒー協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、コーヒーに関する情報の交換、持続可能なコーヒー産業の実現のための国際協力等について定めるものであります。

次に、「令和5年度地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」について、御決定をお願いいたします。本件は、地方交付税法に基づき、国会に提出するものであり、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、地方税法に基づき、国会に提出するものであります。

次に、法律案6件について、御決定をお願いいたします。まず、「新型インフル特措法及び内閣法の一部改正法案」は、感染症発生の初期段階から、政府対策本部が的確な措置を講じるための仕組み等を整備するとともに、内閣官房に「内閣感染症危機管理統括庁」を設置するものであります。

次に、「福島復興再生特別措置法の一部改正法案」は、福島復興及び再生を一層推進するため、市町村による特定帰還居住区域復興再生計画の作成、同計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合の特例措置等について定めるものであります。

次に、「地方税法等の一部改正法案」は、現下の経済情勢等を踏まえ、自動車税等の環境性能割の税率区分の見直しを行うとともに、税負担軽減措置の整理合理化等を行うものであります。

次に、「地方交付税法等の一部改正法案」は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和5年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、算定の基礎となる単位費用の改正等を行うものであります。

次に、「裁判所職員定員法の一部改正法案」は、近年の事件動向等を踏まえ、判事補の員数を減少する等の改正を行うものであります。

次に、「在外公館名称位置給与法の一部改正法案」は、在ローマ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を行うものであります。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年2月17日とするものであり、「最高裁判所裁判官国民審査法施行令及び公職選挙法施行令の一部改正令」は、在外公館における在外投票に関する書類の保存期間等について定めるものであります。

次に、「博物館法の一部改正法の施行に伴う関係整理政令」は、同改正法の施行に伴い、条ずれ処理等、関係政令の規定の整理を行うものであります。

次に、「建築基準法施行令の一部改正令」は、建築物の耐火性能基準の精緻化等を

行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。川野田實夫外161名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「家計調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、「会計検査院法の規定に基づく報告書」があります。本件は、「東日本大震災からの復興等に関する事業の実施状況等」の会計検査の結果について、会計検査院から内閣に対し報告等があったものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・アルジェリア租税条約」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、両国の間で、所得に対する租税に関する二重課税の除去及び脱税の防止のための措置等について定めるものであります。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をフィリピンとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「南北通勤鉄道延伸計画」外1件に約3,770億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、以上2件につきましては、相手国政府との署名及び書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、総務大臣から2件御発言がございます。

○松本国務大臣：まず、令和5年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額の策定に当たりましては、地域のデジタル化や脱炭素化の推進等に対応するために必要な経費を充実して計上するとともに、地方団体が住民のニーズに的確にこたえつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととしております。あわせて、引き続き生じる財源不足については、臨時財政対策債の発行等により補填することといたしました。これらの結果、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、交付団体ベースで、令和4年度を1,500億円上回る6兆2,635億円を確保するとともに、地方交付税総額について、令和4年度を3,073億円上回る1兆8,611億円を確保することとしております。また、歳入歳出総額の見込額は、9兆2,350億円となっております。また、東日本大震災分の復旧・復興事業について、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、震災復興特別交付税を935億円確保いたしました。よろしく御了承のほどお願い申し上げます。

次に、本日、家計調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。2人以上の世帯の12月の消費支出は、1年前に比べ実質1.3パーセントの減少となりました。「魚介類」、「酒類」などが減少となっています。また、令和4年平均の消費支出は、1年前に比べ実質1.2パーセントの増加となりました。宿泊料などの「教養娯楽サービス」、「外食」などが増加となっています。令和4年の消費支出は、令和3年に引き続き実質増加となっており、新型コロナウイルス感染症が消費活動に与える影響は、縮小しつつあるとみられます。

○松野国務大臣：これもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上もちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 〔 令和5年 〕 (火)
2月7日

◎一般案件

- 資料あり ○ 2022年の国際コーヒー協定の署名について (決定) (外務省)

◎国会提出案件

- 資料あり ○ 令和5年度地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類について (決定) (総務省)
- 〃 ○ 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書について (決定) (総務・財務省)

◎法律案

- 資料あり ○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案 (決定) (内閣官房)
- 〃 ○ 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案 (決定) (復興庁・財務・農林水産・国土交通・環境省)
- 〃 ○ 地方税法等の一部を改正する法律案 (決定) (総務・財務省)
- 〃 ○ 地方交付税法等の一部を改正する法律案 (決定) (同上)
- 〃 ○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 (決定) (法務省)
- 〃 ○ 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 (決定) (外務省)

◎政 令

- 資料あり ○ 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (決定) (総務省)

資料あり

- 最高裁判所裁判官国民審査法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（決定）（総務省）
- 〃 ○博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（決定）（文部科学省）
- 〃 ○建築基準法施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通省）

◎人 事

資料あり

- ☆大分大学名誉教授川野田實夫外161名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

- ☆家計調査報告（総務省）
- ☆会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書（内閣官房）
- ☆会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書（同上）
- ☆愛知県知事選挙結果調（総務省）
- ☆北九州市長選挙結果調（同上）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和5年〕 (火)
2月7日

◎一般案件

資料
なし

- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約の署名について (決定) (外務省)
- 〃 ○円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の2の書簡の交換について (決定) (同上)

[○署名あり ☆署名なし]